

玉名市立天水中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」においては、次のように定義されています。

いじめは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（第2条第1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものが想定されます。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことと言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 いじめの防止等のための対策の基本理念と基本的認識

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ①いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。
- ②いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない、支持的学級づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践していきます。
- ③いじめられている児童生徒の立場に立ち、その児童生徒の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決します。

（2）基本的認識

以下の7点を本校教職員が持つべきいじめ問題への基本的認識とします。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方等、人権問題に関する基本的認識が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの防止基本方針

- ①教職員一人一人の言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせるようにします。
- ②生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。
- ③生徒指導の機能を重視した「わかる」「できる」が実感できる授業を展開し、自己有用感を高めます。
- ④道徳教育、望ましい集団生活や体験活動、人権学習、相談活動等を計画的に行うことで生徒と教職員との信頼関係づくり、生徒どうしの心豊かな人間関係づくりを推進します。
- ⑤生徒会活動や部活動による生徒の主体的な活動を支援します。
- ⑥学校全体で暴力や暴言を排除します。
- ⑦インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、情報モラル教育や研修を行います。
- ⑧いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、生徒に指導し、保護者、地域住民等に啓発を図ります。

4 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

(1) いじめ・不登校防止対策委員会（定期及び緊急開催）【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（情報集約担当者）、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、学級担任、学年主任、養護教諭、等

(2) いじめの早期発見・早期対応のための実態把握と調査等

- ①全職員による組織的な観察と情報共有
- ②定期的なアンケート調査やブーメランレターと教育相談（S C、S S W等を含む）

(3) 生徒会活動等による未然防止

- ①絆プロジェクトの推進「みんなが笑顔で居心地のいい学校づくり」
- ②【天水ネットルール 3つの「あ」】
 - 相手の気持ちを考える（相手の傷つくことはネット上でもしない）
 - アップしない（ネット上には個人情報や写真・動画をむやみにあげない）
 - 会わない（ネット上で知り合った人と直接会わない）

(4) いじめを認知した場合の対応

- ①情報集約担当者が当該生徒等への聞き取りや情報集約
- ②いじめ防止対策委員会の対応方針・役割分担の決定及び実行
- ③いじめ被害児童生徒とその保護者への継続的な（少なくとも3か月）支援
- ④いじめ加害生徒への継続的な（少なくとも3か月）指導とその保護者への継続的な（少なくとも3か月）助言
- ⑤関係機関との連携

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、設置者である玉名市教育委員会教育総務課指導係の指導のもと、事実関係を明確にする調査を行い、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供します。

6 公表、点検・評価

本校ホームページで「いじめ防止基本方針」を公表します。

前期、後期ごとに学校評価（生徒、教職員、保護者）を行い、年度末に学校運営協議会による点検及び評価を行います。その結果を踏まえ、次年度の取組の改善に活かします。